

令和6年度 第2回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年5月9日（木）午後1時30分から午後2時10分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

辻 千 太 郎	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	寺 島 あつ子	霜 野 市 和
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 1人

今 野 正 章

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

井 上 和 夫	光 田 裕 次	数 田 清 文
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
岸 田 勝 夫	田 中 利 幸	岡 所 次 郎
北 條 一 宜	登り山 正 嗣	

(5) 欠席委員 2人

小 林 義 博 松 下 孝 彦

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 10 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第 13 号 令和 5 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 報告第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 8 号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 9 号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第 10 号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第2回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において霜野市和委員、谷野保博委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第6号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は道路と田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計790平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第2号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり周辺は道路、宅地及び畑に囲まれており、地目は畑1筆、面積は449平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第3号は、申請地が美原区太井で市街化区域内にあり周辺は宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は340平方メートルで現在野菜及び果樹の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第4号は、申請地が西区太平寺で市街化調整区域内にあり周辺は里道、田及び宅地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計1,156平方メートルで現在野菜及び果樹の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第5号は、申請地が美原区平尾で市街化調整区域内にあり周辺は田と水路と法面に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,200平方メートルで現在うね及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第6号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周辺は田と道路及び農作業敷地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,061平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上6件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決

定いたします。

続きまして、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第 1 号から第 6 号をご説明いたします。

まず、受付番号第 1 号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が小売業を営む法人で、申請地は南区豊田の田 1 筆、面積は 2, 0 3 1 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、営業する店舗の来客用駐車場が手狭となり、緊急に必要なとなったため、近隣にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 6 年 4 月 1 5 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第 4 4 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に新設集水桝を設置し、北側の既設雨水桝に放流する計画です。周囲には、ブロック 3 段から 4 段設置のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 2 号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が小売業を営む法人で、申請地は南区豊田の田 1 筆、面積は 6 1 1 平方メートルのうち 5 2 5. 0 5 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、営業する店舗の来客用駐車場が手狭となり、緊急に必要なとなったため、近隣にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 6 年 4 月 1 5 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第 4 4 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水につ

いては、敷地内に新設集水桝を設置し、北側の既設雨水桝に放流する計画です。周囲には、ブロック 3 段から 4 段設置のうねフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 3 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区日置荘田中町で建設業を営む法人で、申請地は東区日置荘西町 8 丁の田 1 筆、面積は 1, 209 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所の近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和 6 年 4 月 15 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第 44 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び土地の傾斜を利用し北側道路側溝に放流する計画です。周囲にフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 4 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府和泉市池田下町で不動産業を営む法人で、申請地は中区辻之の田 2 筆、面積は合計 276 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場の整備を行うにあたり、駐車可能な台数が減り、駐車台数を確保する必要があるため、隣接する本申請地を譲り受け露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 6 年 4 月 17 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第 44 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び土地の傾斜を利用し南側道路側溝に放流する計画です。周囲には、ブロック 4 段設置する計画です。その他一般基準

についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市浪速区大国1丁目で介護事業を営む法人で、申請地は北区中村町の田畑2筆、面積は合計1,001.61平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在運営している老人福祉施設の利用者及び地域住民からの要望により、隣接する本申請地を譲り受け、都市計画法第29条の開発許可を受け、生活介護施設及び道路敷地に転用するものです。

申請は令和6年4月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に設置する汚水枡から西側污水管に接続します。雨水については、敷地内に新設雨水枡を設置し南側雨水本管に接続し、南側道路側溝に放流する計画です。周囲には、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第6号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が堺区百舌鳥夕雲町2丁で建設業及びクレーン車のリース業を営む法人で、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は200平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、近隣にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年4月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び土地の傾斜を利用し南側道路側溝に放流する計画です。周囲にフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第1号から第3号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請人は中区東山に居住する農業兼不動産貸付業の方で、申請地は中区平井の田2筆、面積は合計1,275平方メートル、現在保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、申請人は大阪市福島区海老江1丁目に居住する農業兼自営業の方で、申請地は美原区太井の田3筆、面積は合計5,366平方メートルのうち5,311平方メートル、現在耕うん済の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第3号は、申請人は中区東山に居住する農業者で、申請地は中区東山の畑3筆、面積は合計2,383平方メートルのう

ち2, 340.3平方メートル、現在野菜、果樹、うね及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第10号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第1号から第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、相続人が美原区真福寺に居住する農業者で、申請地は美原区真福寺と美原区大保の田2筆、面積は合計2, 832平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第2号は、相続人が南区小代に居住する農業者で、申請地は南区小代、南区野々井、西区太平寺の田畑10筆、面積は合計5, 946平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第3号は、相続人が東区西野に居住する農業者で、申請地は東区西野の畑1筆、面積は981平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第4号は、相続人が東区草尾に居住する農業者で、申請地は東区草尾の畑3筆、面積は合計6,539平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第5号は、相続人が北区中村町に居住する農業者で、申請地は北区中村町、東区石原町2丁の田2筆、面積は合計2,063平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第5号と第7号につきましては、高岡一平委員、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第1号から第4号と第6号、第8号から第14号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地は南区野々井の田4筆、面積は合計1,323平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で解除条件付きの契約です。

次に、受付番号第2号は、申請地は中区福田の畑1筆、面積は1,841平方メートルのうち620平方メートルで、現在ハウス及び野

菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第3号は、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は942平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第4号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は2,981平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第6号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計1,285平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第8号は、申請地は南区美木多上の田1筆、面積は433平方メートルで、現在野菜及び果樹の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第9号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は1,332平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第10号は、申請地は中区檜葉の田1筆、面積は1,302平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第11号は、申請地は南区釜室の田2筆、面積は合計2,003平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第12号は、申請地は南区泉田中の田1筆、面積は386平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第13号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,256平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第14号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は

1, 024平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第5号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、高岡一平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第5号をご説明いたします。

受付番号第5号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1, 441平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、高岡一平委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第7号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

本日、今野委員欠席の為、このまま進めます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第7号をご説明いたします。

受付番号第7号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,233平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第15号と第16号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第15号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は2,221平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第16号は、申請地は中区上之の畑1筆、面積は614平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ1年9ヶ月です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第13号「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第13号「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」をご説明いたします。

本件は、令和6年度第1回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出された農林水産省通知により、令和4年度から、全国の農業委員会は成果目標と委員の活動目標を策定し、次年度に総会において振り返りを行うことになりました。また、その振り返り、すなわち国通知における「点検・評価」については、総会で決定することとなっております。

なお、点検・評価については、農業委員会は、主に成果目標における達成状況、また、最適化活動を行う委員の皆様は、主に活動目標における達成状況に基づき、それぞれ行うこととなります。

事前にお配りしている「別紙様式4」をご覧ください。この様式が、最適化活動の成果及び活動に関する目標及び昨年度実績を記載したものとなります。

まず、成果目標についてですが、表の上段が「1最適化活動の成果目標」となります。こちらにつきましては、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等(3)新規参入の促進の三項目に分かれており、各項目の令和5年度の目標とその実績は記載のとおりとなっております。

次に、活動目標についてですが、表の下段左側が「2最適化活動の活動目標」になります。中立委員を除く農業委員及び農地利用最適化推進委員の全員が、目標である「月平均8日以上」に対して、平均9.0日の最適化活動を行いました。

表に記載されていますこれらの実績を国通知にある計算表に当てはめた結果、表の下段右側の「3点検・評価結果」、すなわち令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価については、最適化活動の成果と各委員の活動状況に鑑み、「農業委員会の点検・評価結果（評

語)」を「目標に対して期待どおりの結果が得られた」とし、また、「最適化活動を行う推進委員等の点検・評価結果」につきましても、26人全員に対し「目標に対し期待どおりの結果が得られた」とすることをご提案するものです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第7号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第8号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第9号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申請地が美原区太井の田1筆で、面積は1,147平方メートル、昭和36年頃に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず受付番号第1号は、申請地が東区日置荘田中町の田1筆、面積は87平方メートル、現況は作業用道路、次に受付番号第2号は、申請地が東区日置荘西町8丁の田1筆、面積は84平方メートル、現況は通路、経過年数は25年以上、次に受付番号第3号は、申請地が北区百舌鳥梅町1丁の田1筆、面積は合計438平方メートル、現況は店舗、経過年数は45年以上、次に受付番号第4号は、申請地が南区片蔵の田1筆、面積は274平方メートル、現況は事務所、倉庫及び作業所、経過年数は25年以上、次に受付番号第5号は、申請地が中区深井北町の田3筆、面積は合計137.53平方メートル、現況は宅地、経過年数は45年以上で、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告につ

いて承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第2回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 7 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 8 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 9 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 1 0 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 1 1 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 1 2 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 1 3 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 6 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 7 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 8 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 9 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 1 0 号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 沢 芳 孝

委 員 谷 野 保 博

委 員 霜 野 市 和

